



平成28年4月21日

各 位

会社名 株式会社 エクセル
代表者名 代表取締役社長 大滝 伸明
(コード番号 7591 東証第一部)
問合せ先 総務人事部長 岩田 勉
(TEL 03-5733-8402)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定し、「定款一部変更の件」を平成28年6月24日開催予定の第56期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の透明性および効率性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

(2) 移行の時期

平成28年6月24日に開催を予定している第56期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員および監査等委員会に関する必要な規定の新設、並びに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

②執行役員制度の定着を踏まえ、定款に規定する取締役の員数を改めるとともに、監査等委員である取締役の員数を定めるため、所要の変更を行うものであります。

③上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成28年6月24日

定款変更の効力発生日 (予定) 平成28年6月24日

以 上

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員会</u></p> <p><u>3. 会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものは除く。)</u>は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名のほか必要に応じて取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各 1 名のほか必要に応じて取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対し発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に<u>対し発する。</u></p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 24 条 <u>当社は、会社法第 339 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき</u>取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、<u>当該提案を</u>可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第27条～第28条 (条文省略)</p>	<p>第28条～第29条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p>
	<p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査等委員に対し発する。</u></p> <p><u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>② 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、決議に加わることができない。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(員 数)</u></p> <p><u>第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>③ 当社は、会社法第 3 2 9 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。</u></p> <p><u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第 36 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 37 条 <u>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 38 条～第 39 条 (条文省略)</p>	<p>第 34 条～第 35 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第 41 条～第 44 条 (条文省略)</p>	<p>第 37 条～第 40 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>平成 2 8 年 6 月開催の第 5 6 期定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む) の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>